

認定法人の取扱い、その他の論点について

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（認定法人の会計処理について） 認定法人の会計処理について、仮に手厚い税優遇を受けるメリットに相応する一定の厳格性を求めるとした場合、どのようなものが考えられるか。例えば、一般の特定非営利活動法人に比べて寄附の重要性が高い認定法人における寄附の取り扱いの厳格化（貸借対照表における正味財産の内訳表示）や、追加的注記事項を求めるなど一定の処理を促すことは考えられないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定法人の場合、以下のような項目については、重要性がある場合の取扱いを基本として注記の充実等を図ることが望ましいと考えられる。①使途等が指定された寄附金及び対象事業が特定された補助金の扱い、②ボランティア等を計上する場合の金額換算の明確化、③寄附金の使途の明確化、④補助金の使用状況の明確化 ・ 認定法人、認証法人に共通して、以下のような項目については、手引きにおいてチェックポイントあるいは注記の充実として指摘しておくことが望ましいと考えられる。①事業費と管理費の按分方法の注記、②会費と寄附金の差異の明確化、③現物寄附の評価方法の明確化、④関連当事者間取引の注記 （参考資料4）
<p>（認定法人の会計処理と認定事務の双方に関連する事項の取扱いについて） 認定法人の場合、複数年度にわたり使途の指定された寄附金の取扱いなど当該法人の会計処理と認定事務の双方に関連がある事項については、計算書類等の利用者等に誤解や混乱が生じないように留意する必要があるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定実務上、使途等が指定された寄附金も一般の寄附金も、受け取った時点で寄附があったものとして取り扱われるが、会計実務との乖離はないと認識して差支えないか。

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（手引きの普及について） 特定非営利活動法人における会計処理の方法が自由な法人の選択に委ねられるとしても、今回様々な観点から検討を加える最新の手引きを広めていくことが特定非営利活動法人制度の信頼性向上につながるものと思われるが、この手引きの普及を促すにはどうすればよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「NPOが適正な会計書類を作成できるように行政はもっと指導・支援すべき」「そう思う47.6%」「そう思わない22.8%」「わからない29.6%」（愛知県調査） ・過半数の法人は会計ソフトを使用しているが、試算表を作成している法人は25%にとどまり、会計ツールをマネジメントにうまく活かしていない（愛知県調査）
<p>（会計監査への対応） 特定非営利活動法人は引き続き成長が見込まれる非営利セクターであるが、規模の大きな法人が増加すれば、法人の信頼性向上の取り組みの一環として会計監査を受ける法人も増加するものと思われる。本研究会の検討に当たり、会計監査への対応にも留意した方がよいか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）において公益認定法人の会計監査人設置について定めている（施行令において収益・損失1,000億円以下、負債50億円以下の法人は設置義務が免除されている）。 ・独立行政法人については、独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）において会計監査人による監査について定めている（政令で資本金100億円以下、負債200億円以下の法人は設置義務が免除されている）。 ・国立大学法人については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）において会計監査人による監査について規定しており、例外規定は設けていない。

論点	考え方の整理（叩き台）
<p>（NPO法人会計基準協議会との連携について） 「NPO法人会計基準」は継続して改正が行われていくものであり、新しい手引きも継続して見直しができるようにしておくことが必要ではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計基準については、民間主導で設置された企業会計基準委員会において、会計基準の調査研究・開発が継続的に取り組まれており、金融庁は同委員会が策定する基準を一般に公正妥当な慣行として認容するという仕組みが概ね確立している。（参考資料5）
<p>（会計外の事項について） 直ちに会計に関する事項ではないが、会計の周辺領域として改善が必要と思われるものがあれば、本研究会としても提言をしていくこととするか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等の計上、現物寄附の計上、寄附金の使用状況、補助金の使用状況等については、注記の充実など計算書類上の扱いを整理するとともに、事業報告書での記述の充実についても言及することとしてはどうか